

総務省における取組

N P O 活動等の支援施策の概要

施策名	事業内容等	参考
N P O 等の活動の活性化	<p>N P O 等の活動の活性化のために要する以下のような経費に対して地方交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催、優良団体の表彰等の啓発活動 ・N P O 等の活動に参加する人材の研修・育成 ・N P O 等に対する活動助成 ・N P O 等の連携活動等の支援 ・特定非営利活動法人認証 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税措置 (平成15年度) 500億円の内数 <p style="font-size: small;">〔 N P O 等の活動の活性化推進やエバ・カレ・ザイによるまちづくりに要する経費を「共生のまちづくり推進」のソフト事業として計上 〕</p>
共生社会を支える市民活動支援のための施設改善等	<p>高齢者や障害者はもとより、女性や子供、外国人等すべての人にやさしいまちづくりを推進するための「少子・高齢化対策事業」により、地方公共団体が行う共生社会を支える市民活動支援のための施設改善等について地方財政措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政措置 (平成15年度) 少子・高齢化対策事業約 1,100億円の内数
地域福祉基金の活用	<p>地方公共団体が地域福祉基金を設置する経費について、平成3年度から平成5年度まで地方交付税措置</p> <p>地方公共団体は、この基金の運用益等を活用して、ボランティア活動の活発化等各種の民間福祉活動等を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税措置 平成3年度:2,100億円 平成4年度:3,500億円 平成5年度:4,000億円 計 9,600億円 ・平成12年度末 基金残高 約1兆円 <p style="font-size: small;">〔 県 2,600億円 〕 〔 市町村 7,551億円 〕</p>

専門家派遣

・中心市街地商業等活性化支援業務（市町村の活性化の取組に係る診断・助言事業）

中心市街地関係 8 府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」の事業として、中心市街地活性化事業を行っている市町村に、商業、都市計画等の専門家を派遣し、中心市街地の課題の明確化、今後の方向性に関する助言を行うことにより当該市町村の中心市街地活性化事業を促進する。

・TMO診断・評価調査研究事業（TMOサポート事業）

中小企業総合事業団において、TMOからの要請に応じ、TMO構想等における各種事業の内容や組織体制・経営基盤等について診断・評価を行い、必要とされるアドバイスをを行うことにより、TMOの円滑な事業の実施を図る。

・中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業

中小企業総合事業団において、TMO又はTMOになろうとする機関からの要請に応じ、中小企業診断士、建築士、再開発プランナー等の中心市街地活性化に資する専門家を派遣し、各種事業の企画・立案、テナントミックス等に係るアドバイスをを行う。

NPO活動支援

・中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金

NPO法人等が間接補助事業者として、コミュニティバス事業、一店一品運動事業、特産品開発事業などの商業活性化事業を実施する場合に事業費の一部を補助する。

平成15年度より適用

・コミュニティ施設活用商店街活性化事業

NPO法人等が間接補助事業者として、商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育施設や高齢者交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する際の改装費、家賃等に対して補助する。

平成15年度より補助期間を最長3年間に拡充

国土交通省における取組

国が自ら実施する活動

・国土交通省出前講座

国土交通省の施策担当者が依頼先に出向き、職務上担当する施策等の情報を積極的に提供、説明するとともに、質疑等を通じ各種ニーズの把握や情報交換に努め、施策の立案、改善等に反映させる制度であり、本協議会の活動内容に関連する講座も有している。

・市民団体等と連携した河川環境を活かした自然体験活動や河川管理の推進に関する検討

(国土交通省 河川局)

地域住民との連携による自然体験活動等を推進するため、各地の河川において、市民団体、NPO等の間のネットワーク形成、市民と行政の橋渡しの役割を担う市民連携サポートセンター(仮称)の設立に関する検討を行う。

国が事業として実施するもの

・観光まちづくりアドバイザー派遣事業(国土交通省 総合政策局)

観光による地域振興に取り組む地域の要望に対して、観光に関する適切な助言を行うことを目的としてアドバイザーを派遣する。

・観光交流空間づくりモデル事業(国土交通省 総合政策局)

本モデル事業対象地域において、NPOが進める観光戦略の核となる魅力ある地域づくりの取組み、交流活動等のうち先進的な取組みを支援する。

・地域振興アドバイザー派遣(国土交通省 都市・地域整備局)

様々な課題を抱えている市町村に対して、各分野の専門家を派遣することにより、地域づくり等を側面から支援し、地域の活性化に資することを目的としている。

国が地方自治体に対する補助事業として運用するもの

< 地方公共団体による専門家派遣に対する事業 >

・まちづくり総合支援事業(国土交通省 都市・地域整備局)

地域が抱えるまちづくりの課題解決のため、施設整備、面整備等のハード事業からソフト事業まで、まちづくりに必要な各種市町村事業をパッケージで一括助成。

・街なみ環境整備事業(国土交通省 住宅局)

生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

<地方公共団体によるNPO活動支援に対する事業>

・**まちづくり総合支援事業**（国土交通省 都市・地域整備局）

地域が抱えるまちづくりの課題解決のため、施設整備、面整備等のハード事業からソフト事業まで、まちづくりに必要な各種市町村事業をパッケージで一括助成。

・**まちなみデザイン推進事業**（国土交通省 住宅局）

市街地環境の整備改善を推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の各種再開発事業の実施の見込まれる地区などにおいて、まちなみ形成のあり方を調査し、市街地再開発事業やそれを中心とした市街地における建築活動の適切な誘導等により良好なまちなみの形成を促進する。

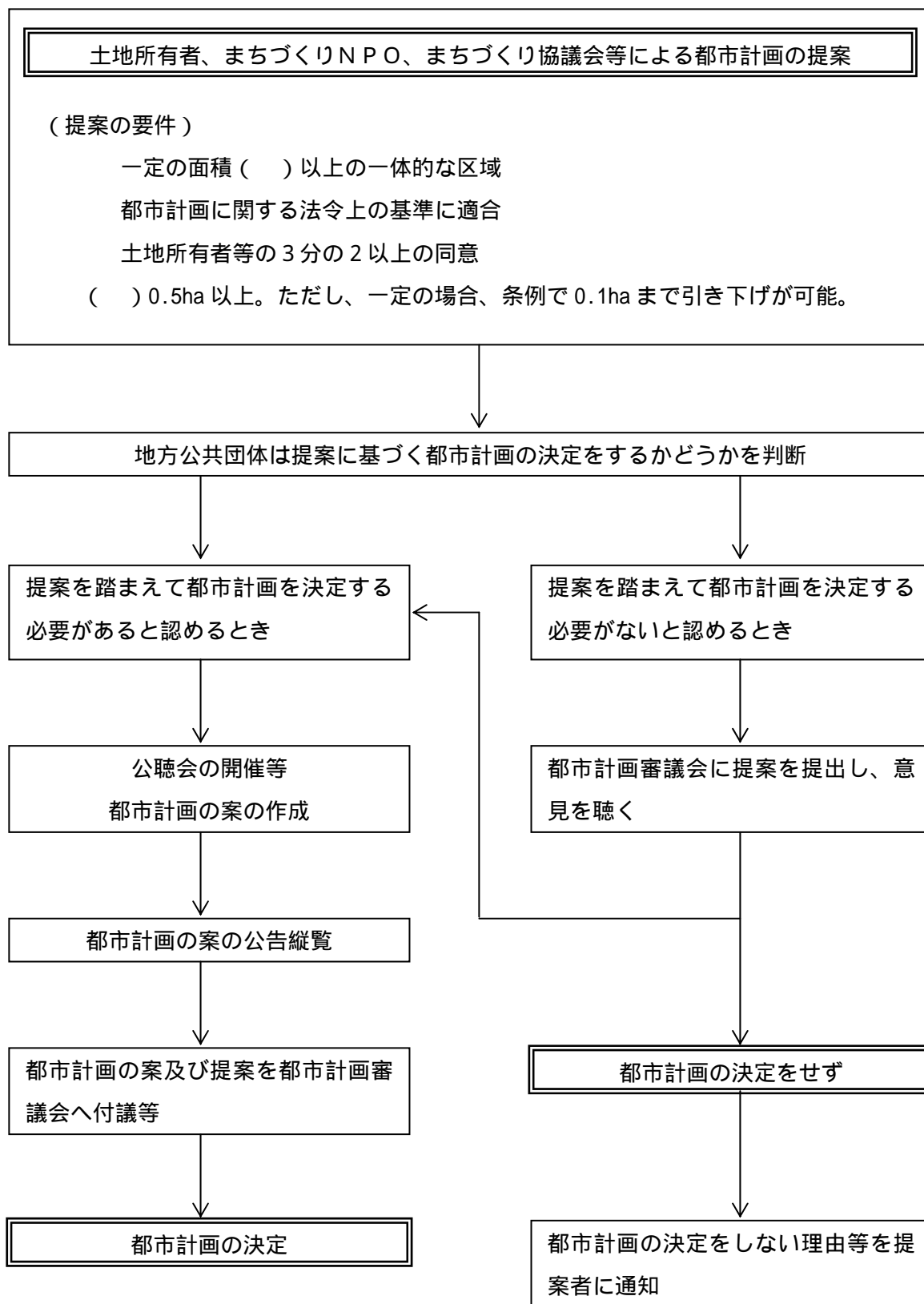
なお、地方公共団体による調査について、NPOに委託するものも含む

NPO等が都市計画を提案する法的制度

・**都市計画の提案制度**（国土交通省 都市・地域整備局）

住民等の自主的まちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、都市計画法の改正により、平成15年1月1日から、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が、原則0.5ヘクタール以上の面積の一体的な区域について、土地所有者等の3分の2以上の同意を得て、都市計画の提案をすることができることとなった。

まちづくりに関する都市計画の提案制度のフロー



文化庁における取組

～ 専門家・技術者等の育成～

保護行政研修会

毎年、伝統的建造物群保護行政研修会を開催し、地方公共団体において伝統的建造物群（集落・町並み）の保護行政に係る者や専門家、技術者等を対象として、必要な専門的事項について研修を行っている。コースとしては「基礎コース」と「実践コース」に分かれており、それぞれ演習や座学を含め3日間開催される。特に「基礎コース」については、伝建地区制度の導入を予定している市町村からの幅広い参加が可能となっている。

～ NPO の活動支援について～

文化ボランティア推進モデル事業（文化庁長官官房政策課）

文化ボランティアの継続的な活動の場、機会を提供する等の事業で、文化ボランティア関係者等の取組に資する又は参考となると考えられる事業を実施するとともに、事業の成果を普及し、もって、各地域における文化ボランティア活動の一層の環境整備を図り、文化ボランティアを推進することを目的としている。